

2025年度（令和7年度）藤沢市地域密着型サービス事業者等の
選定方法・評価方法（看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回随時対応型訪問
介護看護）

1 選定方法

- (1) 各審査委員が応募書類、プレゼンテーション及び質疑応答を踏まえて評価する。
- (2) 各審査委員による評価結果の合計が満点の6割に満たない事業者は不適格とする。
- (3) 審査項目1、2、7、9、11（看護小規模多機能型居宅介護は12）のうち、同一の審査項目に対し2人以上の審査委員が「0点」を付けた事業者は不適格とする。
- (4) 不適格とならなかった事業者の中から、次の手順により選定する。
 - ア 募集要項に記載する整備数に達するまで、選定候補のうち最も点数の高い事業者（第1順位者）から順番に指定候補事業者として選定する。
 - イ 同点の事業者があった場合は、審査委員長の判断により上位の順位者を決定する。
- (5) 指定候補事業者の選定後、当該事業者が辞退した場合は、第2順位者の繰上げ等による指定候補事業者の再選定は行わない。
- (6) 選定結果は全ての応募事業者に対してそれぞれ文書によって通知するとともに、ホームページにも掲載する。

2 評価方法

- (1) 評価は、各審査委員がサービス別の選定基準表の各審査項目について、審査の視点に照らし、審査基準をどの程度満たしているかを勘案して評価する。
- (2) 各審査項目の配点は、サービス別の選定基準表のとおりとする。審査項目1、2、7、9、11（看護小規模多機能型居宅介護は12）の最低点は「0点」とし、それ以外の審査項目の最低点は「1点」とする。
- (3) 点数は1点刻みの評価とする。
- (4) 審査項目5、6、10、13（看護小規模多機能型居宅介護は14）については、実績年数や距離、圏域に関する定量的な項目であることから、事務局が事前に評価した結果を参考値として審査委員に提示し

た上で、審査委員による評価を行う。

以 上